

無線局の免許状の電子化

改正対象

無線設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

無線設備の検査に際して検査申込者が準備すべき資料には国が交付した無線局免許状が含まれる旨、本会の無線設備規則検査要領に明示している。

一方、2025年10月に施行された電波法の改正（令和7年法律第27号）により、無線局に対する紙の「免許状」の新規交付が廃止された。そして、無線局の免許を受けた者が当該免許の内容を電磁的に記録した「免許記録」をWeb上で閲覧できる仕組みが導入された。

今般、当該国内法の改正に基づき、関連規定を改める。

改正内容

無線設備の検査に際して検査申込者が準備すべき無線局免許状に代えて、Web上で閲覧できる「免許記録」の内容に関する証明書等も認められる旨を明示する。

施行及び適用

制定日から施行

ID:DD25-28

「無線局の免許状の電子化」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(日本籍船舶用)</p> <p>無線設備規則検査要領</p> <p>2章 検査</p> <p>2.2 検査の準備その他</p> <p>2.2.2 検査準備</p> <ul style="list-style-type: none"> -1. 規則 2.2.2 の必要な準備は、次による。 (1) 次の検査資料が準備されていること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 国籍証書（写し） (b) <u>無線局の免許の内容を示す次の i)又は ii)に掲げる資料</u> <ul style="list-style-type: none"> i) 無線局免許状 ii) 電波法に基づく免許記録に電磁的に記録された事項を証明した書面又はこれと同等のもの (c) 無線通信規則（Radio Regulation (RR)）により要求される業務書類及び無線業務日誌 (2) 無線局の免許記録が閲覧できる状態にされており、無線設備には検査時までに付与された本船の識別符号がそれぞれの機器に記憶され、かつ指定された周波数や出力で送信及び受信できる状態に準備されていること。 <p>(3)から(5)は省略)</p>	<p>(日本籍船舶用)</p> <p>無線設備規則検査要領</p> <p>2章 検査</p> <p>2.2 検査の準備その他</p> <p>2.2.2 検査準備</p> <ul style="list-style-type: none"> -1. 規則 2.2.2 の必要な準備は、次による。 (1) 次の検査資料が準備されていること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 国籍証書（写し） (b) 無線局免許状 (c) 無線通信規則（Radio Regulation (RR)）により要求される業務書類及び無線業務日誌 <p>(2) 無線局には無線局免許状が交付されており、無線設備には検査時までに付与された本船の識別符号がそれぞれの機器に記憶され、かつ指定された周波数や出力で送信及び受信できる状態に準備されていること。</p> <p>(3)から(5)は省略)</p>	<p>無線設備規則 2.2.2-1.第1文：検査申込者は、受けようとする検査の種類に応じ、この規則に定められている検査項目及び規定に基づき必要に応じて検査員が指示する検査項目について、十分な検査が行えるように必要な準備をしなければならない。</p> <p>電波法第14条の改正により、既存の免許状に代えて、Web上で閲覧できる免許記録の内容に関する証明書（電波法第14条の2に規定されるもの）又はWeb上で閲覧できる免許記録を紙に印刷したものも認められる旨を明示。</p>

「無線局の免許状の電子化」新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
1. この改正は、YYYY 年 MM 月 DD 日 [制定日] から施行する。		

JRA